

基準単価		（単位：円、1事業所又は1施設当たり）	
助成対象		感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	
事業所・施設等の種別（※1）		令和3年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス提供を行うために必要な かかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等（※2）	
通所系	1 生活介護事業所	249,810	1事業所当たり
	2 療養介護事業所	783,420	1事業所当たり
	3 自立訓練（機能訓練）事業所	114,180	1事業所当たり
	4 自立訓練（生活訓練）事業所	90,090	1事業所当たり
	5 就労移行支援事業所	87,450	1事業所当たり
	6 就労継続支援A型事業所	110,550	1事業所当たり
	7 就労継続支援B型事業所	116,490	1事業所当たり
	8 就労定着支援事業所	17,160	1事業所当たり
	9 児童発達支援事業所	125,400	1事業所当たり
	10 医療型児童発達支援事業所	79,200	1事業所当たり
	11 放課後等デイサービス事業所	118,800	1事業所当たり
入所・居住系	12 障害者支援施設	400,950	1施設当たり
	13 共同生活援助（介護サービス包括型）	132,660	1事業所当たり
	14 共同生活援助（日中サービス支援型）	118,140	1事業所当たり
	15 共同生活援助（外部サービス支援型）	59,400	1事業所当たり
	16 福祉型障害児入所施設	390,060	1施設当たり
	17 医療型障害児入所施設	209,550	1施設当たり
短期入所	18 短期入所	67,320	1事業所当たり
訪問系	19 居宅介護事業所	37,950	1事業所当たり
	20 重度訪問介護事業所	62,040	1事業所当たり
	21 行動援護事業所	37,950	1事業所当たり
	22 同行援護事業所	21,450	1事業所当たり
	23 自立生活援助事業所	8,910	1事業所当たり
	24 保育所等訪問支援事業所	12,540	1事業所当たり
	25 居宅訪問型児童発達支援事業所	15,180	1事業所当たり
	相談系	26 計画相談支援事業所	19,800
27 障害児相談支援事業所		14,520	1事業所当たり
28 地域移行支援事業所		14,520	1事業所当たり
29 地域定着支援事業所		15,180	1事業所当たり
補助対象経費（※3、※4、※5）	a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c （研修受講等に要する）旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染防止を徹底するための面会室の改修費 e 建物内外の消毒・清掃費用 f 感染防止のための増員により発生する追加的人件費 g 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 h タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用は除く） i 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 j 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 k 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合） m 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費		
補助金額	・事業所・施設ごとに、基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を補助金額とする。なお、10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで補助することができる。		

※1 事業所・施設等について、補助金の申請時点で指定等を受けている者に限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス事業所等は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の補助に当たっては、実施主体である市が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

※4 本事業との同一の補助対象経費に対し、他の補助制度を併用する場合は、本事業の補助対象分とそれ以外の補助対象経費分とを明確に区分しなければならない。

※5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に係る報酬及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に係る報酬にて措置される部分については本事業の対象外とする。